

# 藤田医科大学 I R 推進センター規程

平成28年規程第10号

施行 平成28年8月1日

改正 令和6年4月1日

## (目的)

第1条 この規程は、藤田医科大学（以下、本学という）に設置する藤田医科大学 I R（Institutional Research）推進センター（以下、当センターという）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (役割)

第2条 当センターは、本学の教育の質の保証と向上を図るため、学内外の多様なデータを収集し、本学の教育及び学生支援に関する諸データの統合分析と情報提供等（以下、I R活動という）を行い、本学の教育活動の充実及び発展に寄与することを目的として、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学習時間及び教育の成果等に係る情報の収集、分析及び報告に関する計画の立案と実施に関する事項
- (2) 前号に掲げる以外の I R活動に関する計画の立案と実施に関する事項
- (3) その他 I R推進センターの目的を達成するために必要な事項

## (組織)

第3条 当センターは、教育推進本部の組織とし、I R推進センター長及び必要な教職員を置く。

## (構成員)

第4条 当センターは次の各号に掲げる者（以下、構成員という）をもって構成する。

- |                                   |     |
|-----------------------------------|-----|
| (1) I R推進センター長（以下、センター長という）       |     |
| (2) I R推進センター副センター長（以下、副センター長という） | 3名  |
| (3) I R推進センターに所属する専任教員            | 1名  |
| (4) 医学部に所属する教員                    |     |
| (5) 医療科学部に所属する教員                  |     |
| (6) 保健衛生学部に所属する教員                 |     |
| (7) 大学事務局に所属する職員                  | 若干名 |
| (8) その他センター長が必要と認める者              |     |
2. 前項第4号乃至第6号に掲げる構成員は、学部ごとに、当該学部の学部長が推薦し、学長が任命する。
3. 第1項第7号に掲げる構成員は、大学事務局長が推薦し、学長が任命する。
4. 第1項第8号に掲げる構成員は、大学事務局又は法人本部に所属する職員の中から、センター長が推薦し、学長が任命する。
5. 学長又はセンター長が必要と認めたときは、構成員以外の教職員に対し協力を求めることができる。

(センター長及び副センター長)

第5条 センター長は、学長の命を受け、当センターの業務を統括する。

2. センター長は、本学の教職員の中から、学長が指名し、理事会の承認を経て、学長が任命する。
3. 副センター長は、センター長の統括管理の下に、第9条第1項各号に掲げる学部IR分室のうち、それぞれが所属する学部の学部IR分室の活動の遂行に関して、指揮及び監督を行う。
4. 副センター長は、医学部、医療科学部及び保健衛生学部（以下、各学部という）ごとに、前条第1項第4号乃至第6号に掲げる構成員の中から、当該各号に掲げる学部の学部長の推薦を受けた1名を、学長が任命する。
5. センター長に事故あるときは、センター長があらかじめ指名した副センター長があるときは当該副センター長、センター長が指名していないときは学長が指名した副センター長が代行する。

(専任教員の選考)

第6条 第4条第1項第3号に掲げる専任教員の選考（採用、昇任及び任用換え）については、藤田医科大学教員選考規程（平成27年規程第11号）の定めるところによる。

(任期)

第7条 センター長の任期は年度毎に3年とし、再任を妨げない。ただし、任期の途中でセンター長が退任した場合に、学長から指名を受けた後任者の任期は前任者の残任期間とする。

2. 副センター長の任期は、センター長の任期と同様とする。

(調査・分析結果の公表)

第8条 第2条各号に掲げる業務のうち、当センターが収集した情報及び分析した調査の結果について学長の承認を得て、原則として学内外に公表する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、学内のみの公表に留めるか、又は一部について学外への公表を控える場合がある。

- (1) 分析結果から個人が特定できる又は推測される可能性がある場合
- (2) 公表により個人のプライバシーを侵害する可能性がある場合

(学部IR分室)

第9条 当センターの下に、次の各号に掲げる学部IR分室（以下、合わせて学部IR分室という）を設置する。

- (1) 医学部IR分室
  - (2) 医療科学部IR分室
  - (3) 保健衛生学部IR分室
2. 学部IR分室の室長（以下、室長という）は、副センター長が、自身が所属する学部の学部IR分室の室長を兼ねる。

3. 室長に事故あるときは、第4条第1項第4号乃至第6号に掲げる構成員であつて、当該室長が所属する学部と同じ所属である教員の中から、センター長が指名した者が代行する。
4. 学部IR分室の構成員（以下、学部IR分室員という）は、第4条第1項第4号乃至第6号に掲げる教員が、自身が所属する学部の分室の構成員を兼ねる。
5. 第4条第1項第7号に掲げる職員は、大学事務局長が指定する学部IR分室の構成員を兼ねる。

（学部IR分室の業務）

第10条 学部IR分室は、学部ごとに、次の各号に掲げる事案についての情報の収集、分析及び報告を行う。なお、第2号乃至第4号に掲げる業務を行うに際しては、センター長の承認を得る。

- (1) 第2条第1項において定める事案
  - (2) 学部IR分室が独自に検証する事案
  - (3) 学部長から検証を求められる事案
  - (4) 教授会から検証を求められる事案
2. 前項第1号乃至第3号に掲げる事案についての分析結果はセンター長、当該学部の学部長に対し、順次報告を行った後、第8条に基づき公表する。
  3. 第1項第4号に掲げる事案についての分析結果の報告及び公表については、前項を準用する。ただし、「当該学部の学部長に対し」を「当該学部の学部長及び教授会に対し」と読み替える。

（運営委員会）

第11条 当センターに、センターの運営及び活動の遂行に関し審議するため、IR推進センター運営委員会（以下、委員会という）を置く。

2. 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
  - (1) IR活動の計画の立案に関する事項
  - (2) IR活動の実施に関する事項
  - (3) その他センターの運営に関する事項
3. 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

(1) センター長	
(2) 副センター長	3名
(3) IR推進センターに所属する専任教員	
(4) 大学事務局学務部に所属する職員	2名以内
(5) 大学事務局総務部に所属する職員	2名以内
(6) 法人本部広報部に所属する職員	2名以内
(7) アドミッションセンターに所属する職員	2名以内
(8) その他センター長が必要と認めた者	2名以内
4. 前項第4号乃至第6号に掲げる職員は、原則としてそれぞれの所属の課長以上の役職者から選出し、学長が任命する。ただし、課長以上の役職者がいない場合は、係長以上の者を任命することができる。

5. 第3項第7号に掲げる委員は、係長以上の者から選出し、学長が任命する。
6. 第3項第4号乃至第8号に掲げる委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じ、任期の途中で選任された場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第12条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2. 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
3. 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した副センター長があるときは当該副センター長、委員長が指名していないときは学長が指名した副センター長がその職務を代行する。

(委員会の開催)

第13条 委員会は、原則として月1回開催する。ただし、委員長は、必要と認めるとときは、適宜開催することができる。

2. 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
3. 委員会の議事は、委員の過半数の賛成をもって決する。なお、賛否同数のときは議長が決する。

(事務)

第14条 委員会の事務は、大学事務局総務部学事課が行う。

(雑則)

第15条 この規程に定めるほか、当センターの運営に関し必要な事項は、全学教学運営委員会の議を経て学長が定める。

(改正)

第16条 この規程の改正は、理事長の決定による。

附則

1. この規程は、平成28年8月1日から施行する。  
なお、この規程の施行をもって、藤田保健衛生大学IR委員会規程を廃止する。
2. 平成30年9月1日一部改正
3. 平成30年10月10日一部改正
4. 平成31年4月1日一部改正
5. 令和2年4月1日一部改正
6. 令和4年4月1日一部改正
7. 令和5年11月29日一部改正  
ただし、令和5年4月1日に遡って適用する。
8. 令和6年4月1日一部改正